

ガス漏れの対応について（受付日：令和7年12月5日）

Q このたびの宇部市内で発生したガス漏れの際、緊急事態にもかかわらず市民への周知等の対応が遅かった。

今後同様の事故が発生した場合、緊急アラーム等ですぐに周知するようにして欲しい。

A このたびは、宇部市内の広い範囲でガス漏れが発生し、市民の皆様のご生活に深刻な影響が生じたことは誠に遺憾であり、被害に遭われました市民の皆様には深くお見舞いを申し上げます。

ガス漏れを起こした都市ガス事業は、民間のガス事業者のため、ガス漏れが発生した際の検査や緊急時の応急措置等は、ガス事業法令等の定めにより、ガス事業者において迅速かつ適切に行われるべきものと認識しています。

このような中、本市としても、市民の皆様のご不安軽減を図るため、事故発生後は、ガス事業者との連携を密にし、消防団による広報や防災メールなどでの周知・情報提供を行ってきたところですが、大雨や台風接近の場合等に、差し迫った危険をお知らせする「防災屋外スピーカー」や緊急アラームなどの緊急自動通知については、このたびのような民間事業者が対応する事故等に対応できておりません。

また、ガス事業者からの復旧見通しの情報提供が遅かったため、市民の皆様にはご心配とご不安を与える結果となりました。

今後は、特に公共インフラに関する民間事業者と緊急時の対応や情報共有の方法など、事前の準備を整えるとともに、市民の皆様への情報提供の方法等についても、しっかり検討していきたいと考えています。

総務部 防災危機管理課